

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-33
- 2 案件名 排ガス処理用空気圧縮機補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4(2022)年2月28日

5 契約相手方

住所：兵庫県尼崎市金楽時町1丁目2番1号
社名：日立産機システム 関西支社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該機器は、製造より約20年経過しており、部品の調達及び、完全な整備が製造メーカーである上記業者以外の者ではできないため。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線：8288

随意契約理由書

1. 案件番号 KK 1 - 3
2. 案件名 県道尼崎宝塚線（小浜南工区）街路灯基礎設置工事
3. 案件場所 宝塚市安倉西 1 丁目 地内
4. 契約期間 令和 4 年 3 月 31 日迄
5. 契約相手方 住所：宝塚市安倉中 2 丁目 1 3 番 2 号
 社名：泰成建設
6. 指定理由
 (根拠) 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
 宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当
 (指定理由)
 当該工事は、兵庫県が施工する（都）尼崎宝塚線（小浜南工区）道路拡幅工事に伴い、市管理の街路灯が添架されている電柱が将来撤去されることにより、街路灯の復元に向けての独自の支柱を建柱するための基礎工事を行うものであります。
 当該工事は県施工工事区間と重複し、また県施工の電線保護管の配管工事（電線共同溝）と市施工の基礎工事と一体施工になることから、現場の工程管理、安全管理を一括して行うことができる者に施工させる必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当すると判断しますので、県工事受注者と特名随意契約を行うものです。
7. 問い合わせ先
 課名：防犯交通安全課 内線：2258